

(平成26年11月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月16日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を5年12月1日に、資格喪失日に係る記録を6年3月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年5月31日まで
前の会社を辞めてすぐにA社に入社し、入社当初から厚生年金保険料を引かれていたが、同社の年金記録が無い。賃金支払明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月16日までについて、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された賃金支払明細書において、平成5年12月分の給与（計算期間は、同年12月1日から同年12月31日まで）から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるところ、銀行から提出された取引履歴調査表における同年12月から6年2月までの給与振込額は、いずれもおおむね同額であることが確認できる上、同僚の証言により、申立期間当時の会社の業績に変化は無かったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月1日から6年3月16日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金支払明細書及び取引履歴調査表の給与振込額から推認される保険料控除額から判断して、30万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のA社の役員（現在は、B社の事業主）は、「商業登記簿上は、A社の商号を変更してB社としたが、業種は全く別で、事業を継承していない。A社のことは不明である。」と回答している上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、これを確認できる関連資料は無いが、当該期間のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年12月から6年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年9月1日から同年10月25日までについては、雇用保険の記録が確認できないことから、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが確認できない上、取引履歴調査表において、当該期間の給与振込が確認できない。

また、申立期間のうち、平成5年10月25日から同年12月1日までについては、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる上、取引履歴調査表において、同年10月分及び同年11月分の給与振込額は確認できるものの、同年12月分の給与振込額と比較して大きくかい離していることから、同年10月分及び同年11月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえないところ、同社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡している上、同僚から申立人に係る当該期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得られず、当該額から厚生年金保険料控除額を特定することができない。

さらに、申立期間のうち、平成6年3月16日から同年5月31日までについては、A社における雇用保険の記録が確認できないことから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない上、取引履歴調査表において、当該期間の給与振込が確認できない。

このほか、申立人に係る平成5年9月1日から同年12月1日までの期間及び6年3月16日から同年5月31日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記事を、申立期間②は3万円、申立期間③は18万3,000円、申立期間④は18万6,000円、申立期間⑤は22万3,000円、申立期間⑥は18万9,000円、申立期間⑦は22万6,000円、申立期間⑧は28万8,000円、申立期間⑨は26万9,000円、申立期間⑩は24万5,000円、申立期間⑪は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月から 19 年 6 月まで
② 平成 15 年 7 月 18 日
③ 平成 15 年 12 月 19 日
④ 平成 16 年 7 月 16 日
⑤ 平成 16 年 12 月 17 日
⑥ 平成 17 年 7 月 15 日
⑦ 平成 17 年 12 月 16 日
⑧ 平成 18 年 7 月 14 日
⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
⑩ 平成 19 年 7 月 13 日
⑪ 平成 19 年 12 月 14 日

A社で勤務していた申立期間①の標準報酬月額の記録が、当時支給されて

いた給与より低い額になっている。また、申立期間②及び申立期間⑦から⑪までについては、標準賞与額の記録が無く、申立期間③から⑥までについては、標準賞与額が実際の賞与額より低い。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、課税庁から提出された給与支払報告書及び所得・住民税等文書照会回答書並びにA社の複数の同僚の給与明細書(以下「課税資料等」という。)から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高額な報酬月額を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、課税資料等から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため確認できないものの、課税資料等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、課税資料等において推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間にかかる上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び申立期間⑦から⑪までについて、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人が当該期間においてA社から賞与の支給を受けたことが確認できる。

また、申立期間③から⑥までについては、上述の預金通帳の写しから推認できる賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

さらに、A社の複数の同僚が所持する賞与明細書によれば、申立期間②から⑪までにおいて、賞与支給額に見合った厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び課税資料等から推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は3万円、申立期間③は18万3,000円、申立期間④は18万6,000円、申立期間⑤は22万3,000円、申立期間⑥は18万9,000円、申立期間⑦は22万6,000円、申立期間⑧は28万8,000円、申立期間⑨は26万9,000円、申立期間⑩は24万5,000円、申立期間⑪は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月から17年8月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、実際の給与より低額な標準報酬月額の記録になっている。給与支給明細書等を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された支給控除項目一覧表において確認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当時の資料は保管されておらず、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8711

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 13 日
② 平成 16 年 12 月 20 日

申立期間①については、A社から支給された賞与の額と国の記録が相違しているため、申立期間①の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず申立期間の賞与の記録が無い。申立期間②の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、申立人が提出した平成16年分所得税源泉徴収票から試算したところ、当該期間において申立人の主張どおり賞与が支給されたことは推認できるものの、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことを推認することはできない。

また、申立人は、賞与は現金で支給され、賞与明細書は発行されなかった旨述べているところ、A社は、「当時の資料が全く残っておらず、また、当時の担当者も既に退職しているため、申立期間に係る賞与の支給及び保険料控除は不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の19万円とされているが、標準報酬月額の決定の基礎となる平成23年11月の資格取得時は、標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和63年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成24年5月及び同年6月

申立期間について、A法人の給与から控除された厚生年金保険料とねんきん定期便の月別保険料控除額が異なっているので正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成24年5月及び同年6月の年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

当該期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年8月6日付けで、20万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる

標準報酬月額は、当該訂正後の 20 万円ではなく、当初記録されていた 19 万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成 23 年 11 月の資格取得時は、標準報酬月額 20 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円に訂正することが必要である。

中部（愛知）厚生年金 事案 8713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を11万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月9日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る賞与の記録が無い。当該賞与の振込みが確認できる銀行の取引明細表を提出するので年金記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、銀行から提出された取引明細表により、申立期間にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚の賞与明細書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上述の取引明細表に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、11万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

申立期間においてA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金取引推移一覧表により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書により、これらの同僚は、申立人と同日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記普通預金取引推移一覧表に記載された賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月、16年3月から同年6月までの期間及び18年7月から19年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月
② 平成16年3月から同年6月まで
③ 平成18年7月から19年6月まで

私の国民年金保険料の免除申請は、申立期間①及び②については、元夫が行ってくれたので詳細は分からない。元夫と連絡しなくなった平成16年7月以降は私が免除申請を行っていたが、年金記録を見ると、申立期間③の前後の保険料については免除とされているので、申立期間③のみ免除申請を行わなかったとは考えられない。元夫は、保険料の免除申請をしておかないと多額の保険料の請求が届き納付に困ると言っていたので、私もそのとおり欠かさず免除申請を行ってきた。申立期間の保険料について免除申請を行ったことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請に直接関与しておらず、免除申請を行ってくれたとする元夫から聴取することが困難であるとしていることから、申立期間①及び②に係る保険料免除申請状況の詳細は不明である。

また、申立期間①については、オンライン記録によると、申立期間①直前の平成12年2月から13年2月までの国民年金保険料については、法定免除とされており、申立期間①を含む法定免除非該当による免除事由消滅の事務処理が同年5月31日付けで行われていることから、申立期間①の保険料は、同日において、初めて遡って未納と変更されたものと考えられる。申立期間①直後の同年4月から14年3月までの期間については、当該法定免除非該当による免除事由消滅の事務処理が行われた日と同日の13年5月31日付け

で免除申請が行われたことにより、免除が承認されていたところ（現在は、同年9月から14年3月までは法定免除期間）、当時の保険料の免除申請の取扱いでは、制度上、申請日の属する月の前月の保険料から免除が承認されていたため、13年5月31日時点において既に申立期間①については、免除申請の対象期間ではないことから、元夫は申立人に係る申立期間①の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、国民年金保険料の免除申請は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされていたところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②当時、A市B区に居住していたものとみられる。しかし、同区によると、免除申請に係る書類については、保管期限が経過しているため確認することができないと回答しているものの、同区を管轄する年金事務所では、当時の免除申請書類は保管されており、その保管されている書類の中には、申立人に係る免除申請書は見当たらないとしていることから、元夫が申立人に係る申立期間②の保険料の免除申請を行ったと推認することはできない。

- 2 申立期間③については、申立人が主張する、平成16年7月以降の自身で毎年欠かさず国民年金保険料の免除申請を行っていたとする期間であるところ、申立人は、当時は実家のあるC市に居住し、同市で国民健康保険の加入の相談を行い、その後国民年金保険料の免除申請の相談を数回行った記憶があるとしているが、同市によると、申立人に係る国民健康保険の加入歴は無いとしていることから申立人の主張と合致せず、国民年金保険料の免除申請を行ったと推認することはできない。

また、C市によると、免除申請に係る書類については、保管期限が経過しているため確認することができないと回答しているものの、同市を管轄する年金事務所では、当時の免除申請書類は保管されており、その保管されている書類の中には、申立人に係る免除申請書は見当たらないとしている。

さらに、社会保険庁（当時）における申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いの資料（平成17年7月1日庁保険発第0701001号）によると、申立期間③の前年度である同年7月からは、免除申請手続の簡素化により、翌年度以降引き続き免除申請することを本人があらかじめ申し出た場合、翌年度以降の免除申請書の提出を省略する取扱い（以下「継続免除」という。）とされているところ、申立人については、同年7月からの保険料免除申請が、A市D区において同年8月4日に行われたことは確認できるものの、同時に申立期間③の保険料の継続免除の申出が行われた形跡は見当たらない。

- 3 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

勤めていた会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったので、平成8年5月頃に私がA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行った。国民年金保険料については、その後、送付されてきた納付書により遡及分を一括納付したと思う。国民年金と同時に加入手続を行い、遡及分を一括納付した国民健康保険税に係る領収証書等の写しを提出するが、私の性格上、国民健康保険税のみを納付し、国民年金保険料を未納にするとは考えられない。国民年金保険料に係る領収証書は無いが、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、送付されてきた納付書により遡及分を一括納付したとしており、国民健康保険税については、遡及分を一括納付しているのに、国民年金保険料を未納にするとは考えられないと主張しているほか、国民健康保険の加入手続を国民年金と同時にを行い、国民健康保険税を納付したことを証明する資料として「平成8年度国民健康保険税納税通知書（遡及分）」及び同年度の国民健康保険税に係る「領収証書」の写しを提出している。

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年5月頃に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に行われ、この加入手続の際に、7年10月31日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が8年6月10日付けで行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の国民年金保険料は、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

しかしながら、申立人は、国民年金保険料に係る領収証書は所持していないとしているほか、国民健康保険税については、平成8年6月に、遡って一括納付していることは確認できるものの、当該資料はあくまでも、国民健康保険税が納付されたことを示す資料であり、当該資料をもって申立人が申立期間に係る国民年金保険料を過年度保険料として遡って一括納付したと推認することはできない。

また、オンライン記録によると、申立期間と近接する平成9年11月から10年3月までの期間については、遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われていること、及び現年度保険料ではあるが、同年4月に当該5か月間の国民年金保険料が遡って納付されていることが確認できるところ、これらの状況については、申立期間の資格取得に係る事務処理状況と似ていることから、申立人が申立期間の保険料を遡って一括納付したとする記憶は、この頃の保険料納付に関するものであるとも考えられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（石川）国民年金 事案 3777

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から59年6月まで

私は、20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、当初から国民年金保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、当初の数年間の年金記録は無いと言われた。最初に持っていた年金手帳は、二つの年金手帳を一つにまとめてもらった後に処分してしまい、現在は持っていないが、20歳からの年金記録が記載されていたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。また、私の基礎年金番号が違う番号であったり、氏名の漢字が違っていたりする可能性もあると思うので、その点も確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳（昭和56年*月）から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたため、基礎年金番号が違う番号であったり、氏名の漢字が違っていたりする可能性もあると思うとしているものの、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年7月頃に払い出されており、当該手帳記号番号が、現在、申立人の基礎年金番号とされている。申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された可能性として、氏名の漢字、読み仮名等を考慮して確認をしても、ほかに手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないため、申立人の国民年金加入手続については、この頃に初めて行われ、この加入手続の際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した60年12月に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿並びに申立期間後に居住していたB市及びC市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3778

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年12月まで

私は、国民年金の加入手続については、婚姻（平成9年11月）を契機にA市役所で行った。国民年金保険料については、加入手続時点で私が35歳であったため、今から納付を開始しても60歳までの期間が25年しかなく、満額の年金を受給できないので、5年分遡って納付すると30年分になり満額の年金を受給できると同市の職員から聞いた。そのため、夫にお金を用意してもらい、次の日か次の週に78万円ぐらいを現金で納付した。納付したことは間違いないので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた年金手帳の記号番号）が払い出されておらず、基礎年金番号（9年1月から使用されている制度共通の記号番号）が同年12月16日付けで初めて付番され、国民年金に加入したとされている。このため、申立人の国民年金加入手続は、その主張のとおり、婚姻を契機に行われたことが確認でき、申立期間の国民年金保険料月額を単純に合計した保険料相当額は、77万8,800円となり、申立人の主張と近似している。

しかしながら、申立人は、A市の職員から5年分の国民年金保険料を遡って納付すると満額の年金を受給できると聞いたとしているものの、保険料を徴収する権利については、制度上、2年を経過したときは時効によって消滅するため、遡って5年分の保険料を納付することはできず、上記基礎年金番号の付番時期（平成9年12月）を基準とすると、申立期間のうち、4年4月から7年10月までの保険料については、申立人が納付することはできなかったものと

みられるほか、国民年金の老齢基礎年金については、40年分の保険料を全て納付しなければ満額の年金額を受給することができないことから、申立人が同市の職員から聞いたとする話は、国民年金の制度上の取扱いとは若干の相違が見受けられる。

また、上記基礎年金番号の付番時期（平成9年12月）を基準とすると、申立期間のうち、7年11月から9年12月までの国民年金保険料については、現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であったものの、当該期間の保険料合計額は、32万1,300円となり、申立人の記憶する金額とは大きく相違していることから、当該期間の保険料を遡って納付していたと推認することまではできない。

さらに、申立人が居住しているA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、申立期間の国民年金保険料が遡って納付されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、基礎年金番号導入（平成9年1月）以後の時期であり、この頃になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8715（愛知厚生年金事案 239、1437、2333、6661、7370、7651、中部（愛知）厚生年金事案 8283 及び 8537 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間について、今までに 8 回申し立てたが、認められなかった。
今回、同じ学校を卒業し、昭和 27 年 4 月 1 日に A 社に同期入社した同僚から、年金手帳の写しを得た。再度調査のうえ、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、申立人が昭和 27 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことが推認できるものの、i) 複数の同僚の証言、B 社の回答等から、当時 A 社では、全ての従業員について入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではないと認められること、ii) 申立人が提出した資料等（申立期間当時の写真、B 社の従業員雇入者名簿の写し、年金相談時・裁定時の資料、同僚の年金手帳の写し）からは、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 8 月 28 日付け、21 年 7 月 8 日付け、22 年 2 月 17 日付け、23 年 11 月 16 日付け、24 年 7 月 4 日付け及び 25 年 3 月 13 日付けで、年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づき 26 年 2 月 13 日付け及び同年 6 月 25 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の 9 回目の申立てに当たり、申立人は、「同じ学校を卒業し、A 社に同期入社した同僚から年金手帳の写しを提供されたので、申立期間について、厚

生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張し、申立てを行っている。

しかしながら、当該同僚は、現在までの申立人の申立てに係る調査において、A社での厚生年金保険の加入について、「A社入社後2年間ぐらいの期間は、年金に加入していない。」と回答している上、今回、新たな資料として申立人から提出された当該同僚の年金手帳の写しには、「初めて被保険者となった日昭和29年9月1日」と記載されているところ、当該日付は、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できることから、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
私は、平成 7 年 4 月から 13 年 9 月まで A 社に正社員として勤務した。しかし、厚生年金保険の記録が一部確認できない。調査をして、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 7 年 4 月から 13 年 9 月まで A 社にて勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録では、申立人の同社における離職日は 8 年 12 月 31 日とされ、同社に係るオンライン記録における資格喪失日（9 年 1 月 1 日）と符合しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、A 社の元事業主は、「関係資料は保存していないため、元事務担当者に確認したところ、申立人は平成 7 年 4 月に入社、その後入社しなくなったため、8 年 12 月 31 日退職の手続を行っており、手続に際しては、本人の署名と捺印^{なついでん}をもらっている。」と回答している。

さらに、申立人を記憶している同僚は、「申立人は、申立期間に A 社に勤務していない。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立期間のうち、一部の期間について、国民年金の被保険者となっている上、当該期間については、国民健康保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（三重）厚生年金 事案 8717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 15 日まで

A事業の研修のためB省の研修所に入所し、研修修了後、その紹介でC社D所で働いたが、申立期間の年金の記録が無い。申立期間について、調査して厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険被保険者離職票及びE法人から提出された勤務に関する資料により、申立人は、申立期間においてC社D所に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、「申立期間当時のD所の社員名簿に申立人の氏名が無いことから、申立人は本社採用の正社員ではなく、同所での採用者であり、その雇用形態は不明である。」と回答しており、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、C社D所の厚生年金保険での適用事業所である同社F支店において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、「正社員、技能職員は年金に加入するが、それ以外の工員、雇員は加入していない。」「私は雇員での採用であるが、その当時は年金に加入していない。正社員になった時から年金に加入した。」「日給者は年金に加入していない。」と回答しているところ、申立人は、「私は、G職として現場で採用されたため、C社では社員登録されていない。」と回答している上、上述の失業保険被保険者離職票には、申立人が日給者の待遇であったことがうかがわれる記載がある。

さらに、申立人が技能職員として名前を挙げた同僚は、上述の社員名簿に記載があり、C社F支店での厚生年金保険の被保険者記録も確認できるが、H職として名前を挙げた同僚は、社員名簿に記載が無く、同社同支店での被保険者

記録も確認できない。

これらのことから、申立期間当時、C社D所においては必ずしも勤務する者全員を厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「私は、H職であったが、A事業としてB省が行う研修を修了し、その紹介によりC社で働くことになったので、他の工員よりもきちんとした待遇であった。」と主張するものの、A事業事務局には申立人の主張を裏付ける資料は保管されておらず、当時の状況を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8718

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給された記録が無く、厚生年金の支給対象となっていることを知った。しかし、私は、結婚の準備を理由にA社を退職する際、会社を通じて脱退手当金を請求し、会社から現金で受け取っているため、申立期間を脱退手当金支給済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退職する時に、『申立期間の厚生年金は将来受給できないから、脱退手当金で清算した方がよい。』と説明を受けたので、会社を通じて脱退手当金を請求し、退職の約1か月後に、会社に出向いて現金を受け取った。」と主張しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には申立期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるが、当該台帳の支給年月日欄は空欄となっている。

旧台帳に支給記録がある場合の脱退手当金支給記録の取扱いについては、社会保険庁（当時）の「伺い定め」（昭和46年8月27日）及び「運用基準」（56年5月26日）により行うこととされているところ、「伺い定め」には、「脱退手当金支給記録を不備とするもの」の注意事項として、「支給年月日が空欄で、備考欄に支給年月日らしき年月日が記入されている場合であっても不備とする。」と定められていることから、申立期間については、「伺い定め」にのっとり脱退手当金支給記録が不備とされたものと推認できる。

また、「伺い定め」では、「不備の取扱いをしたもののうち、給付裁定時において本人が、脱退手当金を受給した旨申出ている場合は、有効として扱うこと。」と定められているところ、申立期間については、厚生年金保険被保険者

期間調査申出書により厚生年金保険被保険者期間として記録されたことが、平成9年11月19日付けB社会保険事務所(当時)から申立人宛てに通知された文書で確認できることから、その後、同年12月18日の老齢厚生年金裁定請求時において申立人から脱退手当金受給期間である旨の申出が無かったことにより、当該期間が厚生年金保険被保険者期間として確定したものであると推認できる。

これらの理由から判断すると、申立人の申立期間については、「伺い定め」にのっとり脱退手当金支給記録不備と判断され、厚生年金被保険者期間とされたものであり、年金記録確認第三者委員会は、「伺い定め」及び「運用基準」の是非について判断する機関ではないことから、申立期間に係る厚生年金保険の記録を訂正する必要は認められない。